# 機関誌つなぐ







### 総会報告

設立2年目の活動に向け、5月21日に総会を開催しました。緊急事態宣言下での開催になりましたが、会員23名のうち会議参加8名、ズーム参加6名、委任状7名となり総会が成立しました。

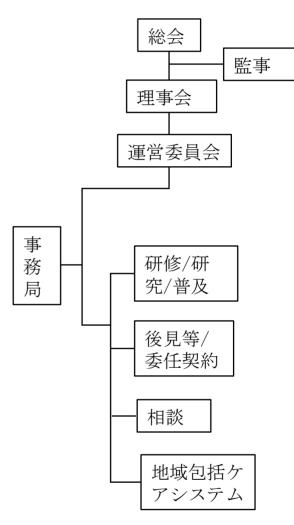
審議に先立ち、昨年末まで理事長を務めてくださいました熊澤美香先生に改めて感謝の意をお伝えしました。つなぐは現在6名の受任案件がございますが、法人後見を実施する団体の多くが、初年度は関係者への周知や家裁からの評価が得られず、1件目の受任に苦戦しています。そのような前提の上で、当法人がスタート直後からスムーズに受任を開始できたのは、ひとえに熊澤先生のお力添えがあったからです。引き続き理事としてご協力頂くことになり、心強い限りです。

審議事項に関しては、2020年度予算の箇所で誤記のご 指摘がありましたが、修正・報告することをお約束し、 すべての審議が可決成立いたしました。また、詳細は総 会資料をご覧いただきたいのですが、現在ボランティア で行っている事務局の運営について、今年度は、後見報 酬と助成事業を原資に有償化(1日500円程度)を提案し、 ご承認いただきました。まずは、事務局運営が安定的に 行えるよう整えていく所存です。

役員の改定についてもご報告せねばなりません。菱沼 由美理事と伊藤阿耶雄理事が退任し、新理事として宮本 豊子監事の就任が承認されました。また、宮本監事に替 わり、新監事として小田五世先生(税理士)に就任して いただくことになりました。菱沼理事、伊藤理事にはお かれましては、苦労の多い時期にご尽力いただきました こと、心より感謝申し上げます。

2020年度事業は現在のところ、新型コロナウィルス感染症の影響で、予定の半分程度しか進んでいません。しかし、緊急事態宣言下においても可能な限り、交代で事務所を開けて対応してきたこともあり、当事者家族や支援機関からの受任相談が増えてきております。このことを励みに、事業目標が達成できるよう努力して参ります。引き続き皆様にはご協力をお願いするとともに、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

### 組織体制



(事務所) 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3丁目 21番9号**東建シティハイツ鶴 見中央202**号 電話&FAX 045-717-6662



### 特集:家族信託の活用を考えておられる方へ

### 夫名義の不動産を処分できず生活に困窮

ある日、相談に来られた女性は、結婚して数年後に夫が統合失調症を発症して、自分一人で親子4人の家計を支えてきたという大変なご苦労をされた方でした。子供にも軽度の障害があり、子供たちのために不動産を購入して、年齢的にも自分の残された生涯と家族の生活のことを考えたいという方でした。

とても暖かく、強い女性でしっかりと考えて、これまでの人生設計を立ててこられたように感じました。ところが、優しい人ほど苦労を背負いやすいとはよく言ったもので、肝心なところが抜けていたのです。

この方は、子供たちのためにと購入した賃貸マンションの名義を夫にしていました。もし夫が困ったときのためにと渡されたものです。しかし、旦那さんが不動産を持っても、恐らく生涯入院生活であろう旦那さんに不動産を管理することなどできるはずもありません。大規模な修繕ができないので、建物の状態がどんどん悪くなって売却もままならなくなりました。

困った彼女は、成年後見人(妻が後見人となる)となって夫の口座から修繕費を捻出しようとしました。ところが、監督人と管轄の家庭裁判所から、マンションの修繕費が支払えないのはもちろん、家賃も夫名義の口座にしか入れる事ができない。と連絡があったのです。どうしても困るのでと家庭裁判所に直談判に行った彼女への回答は、これ以上異議を唱えるのであれば、後見人を外すというものでした。

#### 知識がなければ反論もできず

どんな資産でも高額であればあるほど、障害を持つ人の名義にしてしまうと後々大変なことになることが多いのです。

法律家でなければ、法律に対峙するときにどのような準備をして、どのような対応をしなければならないのか。そんなことは見当もつきません。裁判所を非難しているのではないのですが、普段触れることの無い分野は、分かっている者の味方なのだと改めて感じ入りました。

この方のように、子供の将来のために安定した収入を、と不動産を購入された親御さんおられませんでしょうか。これからの話は特に知っておいていただきたいお話です。

### ライフプランを立ててみましょう

まず、大き目な用紙をご準備いただき、お 母さんお父さんが亡くなった場合、障害を持 つ子供がどうやって生活していくのかを、横 軸を居住場所、日常生活面、福祉面、財政面 に分けて、縦軸をお子様の成長過程(幼少 期・青年期・成人期・中年期・老人)に、計 画を立ててみてください。その際、不安なこ とや懸念事項は別枠に書いておいてください。 想定の部分も多いと思いますので大体の計画 が立てられればOKです。そして、その計画を 見返してみると、計画を実行することが思っ たより大変なことと、特にお母さんの存在が とても大きいことに気が付かれるかと思いま す。そのように親御さんに何かあった時のた めに知っておいていただきたいのが、家族 (民事) 信託制度と、任意後見制度です。

あまり耳なじみのない言葉かもしれませんが、いずれも、障害を持つ方や、病気や事故、 高齢などにより自分で自分のために判断する ことが難しい方に代わって、判断して行動す ることができる人(組織)を選んでおく制度 です。



#### 家族信託について

家族信託制度とは、主に財産の運用のために契約するもので、不動産や有価証券など、長期に運用するもの等の管理と運用をすることができます。この制度で、親御さんの代わりになってくれるのは、受託者は利して真摯に取り組む義務があります。受託者は資産を管理運用することができるようになります。人は魔が差すようなことのないように、受託者を監督する役割の人を選んでおくことも多いです。

### 生活は誰がみる?

では、福祉面や生活面のお世話は、誰がするのか?それは、お母さんに代わって任意の後見人を選んでおくことです。よく、子供の後見人を選ぶの?うちの子の任意の後見人は無理では。と言われますが、子供本人ではなく、お母さんの任意の後見人です。といましたように、障害を持つ子供にとってお母さんは別格の存在であることが多いです。お母さんに代わってお子さんのお世話ができる人を契約してお子さんのお世話ができる人を契約しておけると、親御さんに何かあった時でも子供の生活はひとまず安心です。

いずれの契約も、自分で判断ができる状態でないと契約はできません。そもそも自分が病気や事故にあうタイミングや、最期の時を予測できる人はいませんので、保険と思って早めに契約をしておけば、必要な時にこの契約で子供を守ることができます。契約した当時は何も生活は変わりません。(契約内容にもよります。)

#### 動けなくなってからでは遅い

最初に計画を立てる必要がなぜあったのか?は、家族信託の受託者にしても、任意の後見人にしてもすぐになれるものではないからです。将来、親御さんが入院等で、子供の世話ができなくなった後、つい先日契約した人にお母さんの代わりができるものではないでしょう。その家庭の状態や習慣、人間関係、何よりお母さんとお子さんとの信頼関係も必要です。





#### つなぐの相談事業の特徴

私たちつなぐのメンバーは、障害を持つ子の親も多く、身体的・精神的な障害にはどのような種類と症状があって、障害を持つ子にどのように接すればいいのか、福祉的にはどのように環境を整備すればいいのか等を比較的理解しているメンバーが多いです。そのメンバー達と、医師や各分野の専門家の意見も聞きながら、複数の目で本人のためにできることを日々考え行っています。

間違うこともありますが、できるだけたくさんの障害を持つ子とその家族の役に立ちたいと設立しましたので、賛同いただいた皆様と協力しながら、進んでいきたいと思っています。

今日の各制度のお話は、大まかな要点だけご説明しましたので、もしご自身の家族のことで質問等があれば、直接ご相談ください。問い合わせ先は同封いたしましたパンフレットをご覧ください。お待ちしています。

最後になりましたが、コロナウィルスの 脅威にたくさんの人が不安と眠れない日々 を過ごされているかと思います。ウィルス も進化します、私たちも進化しながら、目 に見えない生物とも共生して生きていける ようになれる日を祈っています。

> NPO法人つなぐ事務局長 任意後見コンサルタント 佐藤 活実



### けんたろうカフェの予定

当法人は設立準備期から、成年後見 の事業だけでなく、障害のある方の家 族が気軽に話し合える場を作りたいと 考えてきました。新型コロナウィルス 感染症流行の懸念もあり、今年度は下

記の予定で実施する計画です。皆さん のご参加をお待ちしておりいます。 メールやお電話での申込みも受け付け ています。

#### 地域のなかで、人と人とをつなぐ

## るみけんたろうか

**→**ポジティブ·エイジング】

いつまでも、住み慣れた地域で、自分らしい生活ができるように、 元気なうちから、人と人とのつながりを作っていきませんか。

### 開催日時・内容

7月17日(金)10:30~12:00 笑ってヨガ

9月17日(木)10:30~12:00 知っておこう介護保険

10月15日(木)10:30~12:00 かかりつけの安心を

(かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師)

11月18日(水)10:30~12:00 歌って脳トレ

12月4日(金)10:30~12:00 笑ってヨガ

2月10日(水)10:30~12:00 歌って脳トレ

### 参加対象者

障がいのあるお子さんを お持ちのご家族

### 参加費

各回:300円(活動費)

#### 会場

NPO法人つなぐ 事務所



🐝 お問合わせ お申込み

Tel·Fax:045-717-6662 Email:turumi@npo-tunagu.org 担当:宮本、岡本、前中

NPO法人つなぐ 鶴見区障がい者権利擁護センター 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-21-9 東建シティハイツ鶴見中央202

### 寄付者の皆様

活動ホームもとみやグループ家族会様 福田美奈子様 田所志津子様 北里子様



### 賛助会員募集と寄付のお願い

◎賛助会員を募集しています

3,000円 個人会員  $1 \square$ 団体会員 1 П 5,000円

寄付金を募集しています 賛助会員、寄付者には機関誌つなぐを 送付いたします。

事務局までご連絡ください。